



山形県公報

令和2年6月12日(金)
第112号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……655
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……656
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……657
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……658
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………(同) ……659
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……660
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……661
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

公 告

- 令和2年度山形県登録販売者試験の実施……………(健康福祉企画課) ……662
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同

告 示

山形県告示第460号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
公 立 高 畠 病 院	東置賜郡高畠町大字高畠386番地	令和2年6月28日から 令和5年6月27日まで

山形県告示第461号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

鶴岡市農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 茂一
鶴岡市日吉町3-1

2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日	
変更前	変更後	備考		
黒田 哲夫 東田川郡三川町大字横川字隠里70 もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年6月1日	
佐藤 博 鶴岡市大山三丁目11-10 もみ、玄米、大豆	同 左			
林 真太郎 鶴岡市若葉町20-6 もみ、玄米、大豆	同 左			
高橋 弘 酒田市若原町15-39 もみ、玄米、大豆	同 左			
難波 俊幸 鶴岡市上山谷字前沢47 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
菅原 透 酒田市広野大字十五軒84 もみ、玄米、大豆	同 左			
菅原 隼希 鶴岡市伊勢横内字伊勢郷60 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
吉住 吉美 鶴岡市井岡甲95 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
石井 隆 鶴岡市朝暘町20-17 もみ、玄米、大豆	同 左			
須田 朗弘 鶴岡市中京田乙103 もみ、玄米、大豆、そば	同 左			
	齋藤 和人 鶴岡市宝徳字西鴨田24 もみ、玄米、大豆			

	玉田 陽集 鶴岡市新海町26-39 ハイツ金野 101号 もみ、玄米、大豆	
--	--	--

山形県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	志 賀 良 弘	東置賜郡高畠町大字二井宿5435
同	中 川 清 一	同 5939
同	島 津 永 雄	同 4496番地1
同	島 津 嘉 男	同 2001番地1
同	島 津 和 彦	同 1974
同	高 橋 祐 一	同 1156
同	安 達 栄	同 安久津1799
監 事	高 橋 四 郎 兵 衛	同 二井宿5400
同	高 橋 広 志	同 1675
同	中 川 弘 一	同 5220

山形県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	志 賀 良 弘	東置賜郡高畠町大字二井宿5435
同	中 川 清 一	同 5939
同	大 浦 典 雄	同 4260番地13

同	島津嘉男	同	2001番地1
同	島津和彦	同	1974
同	梅津正登	同	1224番地2
同	高橋陽一	同	198
監事	高橋四郎兵衛	同	5400
同	高橋広志	同	1675
同	中川弘一	同	5220
同	斎藤和之	同	3970番地1

山形県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
伊佐沢土地改良区
- 2 事務所の所在地
長井市上伊佐沢3060番地
- 3 認可年月日
令和2年6月3日

山形県告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 保安林予定森林の所在場所
鶴岡市添川字米山72-1から72-3まで、167、170-1、184-2
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字米山167・184-2（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

尾花沢市大字鶴子字鴻ノ沢外三1376-1・1376-77（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1376-76、字鴻ノ沢1377-35、字柏木山1298-1から1298-3まで・1298-151（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1298-148、1298-150、1298-152から1298-154まで

2 保安林指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種を定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

酒田市・鶴岡市（以上の2市について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

酒田市（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

酒田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課、関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年6月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字門伝字宝坂2931番1から 同 七ツ松3152番2まで	旧	43.3メートル } 27.8	157 ^{メートル}
同 上	新	42.0メートル } 21.4	同 上

山形県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年6月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童山寺公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字原町字岩下上34番12から 同 南上11番1まで	旧	11.1メートル } 9.2	351 ^{メートル}
天童市大字原町字岩下上34番16から 同 46番2まで	新	12.1メートル } 10.2	同 上

山形県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年6月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童山寺公園線
- 2 供用開始の区間 天童市大字原町字岩下上34番16から
同 46番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年6月12日

山形県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和2年6月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字杉山字北前田500番1から
同 川前1195番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年6月12日

山形県告示第472号

次の開発行為は、完了した。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和2年1月10日 指令村総建第577号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
尾花沢市大字尾花沢字荒楯下3298番1、3300番7、3300番2一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
尾花沢市大字尾花沢3300番地の15 オプテックス工業株式会社

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,392人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 214,945人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山 形 市	68,865人	上 山 市	8,733人	南 陽 市	8,818人
米 沢 市	22,561人	村 山 市	6,836人	東 村 山 郡	7,226人
鶴 岡 市	35,715人	長 井 市・ 西 置 賜 郡	15,475人	最 上 郡	11,007人
酒 田 市・ 飽 海 郡	33,075人	天 童 市	17,242人	東 置 賜 郡	10,818人

新庄市	9,947人	東根市	13,199人	東田川郡	8,059人
寒河江市・ 西村山郡	22,401人	尾花沢市・ 北村山郡	6,548人		

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和2年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年8月26日（水） 午前10時30分から午後4時まで
 (2) 場所 山形市平久保100 山形ビッグウイング

2 受験手続

受験願書を令和2年6月12日（金）から同年7月10日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

3 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室（電話番号 023(630)2332）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

サージカルマスク 1,000,000枚

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県健康福祉部健康福祉企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3136

3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年5月12日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社アナイスカンパニー 東京都港区南青山七丁目1番7号

5 随意契約に係る契約金額 49,500,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当